

議案第48号

埼玉東部消防組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、埼玉東部消防組合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

令和4年9月1日提出

幸手市長 木村純夫

提案理由

埼玉東部消防組合の経費の支弁の方法を変更することに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

埼玉東部消防組合同規約の一部を変更する規約

埼玉東部消防組合同規約（平成24年指令地政第201号）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

経費の区分		経費の内容	負担割合
共通経費		単独経費以外の組合の運営に係る経費	当該会計年度の直近前3年平均の普通地方交付税に係る消防費基準財政需要額の割合とする。
単独経費	土地取得	庁舎等消防施設整備のための土地取得に必要な経費	所在市町の負担により当該市町が事業執行する。
	庁舎建設	庁舎等消防施設の建設に必要な経費（消防局機能施設を除く。）	所在市町の負担により組合が事業執行する。
	庁舎大規模改修	庁舎等消防施設の大規模改修に必要な経費（消防局機能施設を除く。）	所在市町の負担により組合が事業執行する。
	防火水槽	防火水槽の改修及び維持管理等に必要な経費	当該防火水槽が所在する市町の負担により組合が事業執行する。
	防火クラブ等	防火クラブ等の運営に必要な経費	当該防火クラブ等が所在する市町の負担により組合が事業執行する。
	その他必要な事業等	その他市町の事情により実施する事業に必要な経費	当該市町の負担により組合が事業執行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

参考 埼玉東部消防組合規約

改正後			改正前		
別表（第14条関係）			別表（第14条関係）		
経費の区分	経費の内容	負担割合	経費の区分	経費の内容	負担割合
共通経費	単独経費以外の組合の運営に係る経費	当該会計年度の直近前3年平均の普通地方交付税に係る消防費基準財政需要額の割合とする。	共通経費	経費的経費	組合市町の負担金は、広域化後5年間（平成25年度から平成29年度）は、直近前3年（平成21年度から平成23年度）平均の消防費決算額（消防団費及び庁舎建設等特殊事情経費を除く一般財源分。以下同じ。）を原則として上回らないものとする。
単独経費	土地取得	庁舎等消防施設整備のための土地取得に必要な経費	単独経費	投資的経費	6年目以降の組合市町の負担金は、広域化後3年以内に定員適正化計画や施設適正化計画等を策定し、5年をかけて段階的に消防費決算額の5パーセントを目標に削減を図るものとする。11年目以降の負担金の算出方法は、基準財政需要額割（各年度の直近前3年平均のものとする。）を基本とし、改めて協議するものとする。また、消防救急無線のデジタル化等に係る経費については、別途協議するものとする。
	庁舎建設	庁舎等消防施設の建設に必要な経費（消防局機能施設を除く。）			
	庁舎大規模改修	庁舎等消防施設の大規模改修に必要な経費（消防局機能施設を除く。）			
	防火水槽	防火水槽の改修及び維持管理等に必要な経費			
	防火クラブ等	防火クラブ等の運営に必要な経費			
その他必要な事業等	その他市町の事情により実施する事業に必要な経費	当該市町の負担により組合が事業執行する。			土地取得については、当該市町が行い、庁舎建設及び庁舎大規模改修等（消防局機能施設を除く。）については、当該市町の負担により組合が事業執行する。防火水槽に係る経費については、当該市町の負担により組合が事業執行する。